

富合町
都市計画区域は
現状のまま！

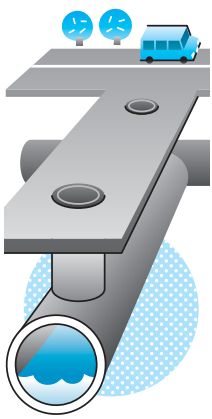
▼協議第37号 都市計画の取扱い

- 都市計画区域
 - 都市計画区域区分
- 現状のまま新市に引き継ぐものとして、提案がありました。

富合町
下水道
普及率を早急に向上

▼協議第38号 下水道事業の取扱い

- 下水道計画
- 次のとおり取り扱うものとして、提案がありました。



富合町の下水道整備は、普及率を早急に向上させるため、熊本市の下水道整備と最終年度を合わせるよう計画的に推進します。

- 下水道使用料
- 合併時に熊本市の使用料に統合します。

例：20m使用の場合

熊本市	2,240円
富合町	3,150円

富合町
上水道
地区営水道を町営化へ
上水道を計画的に整備

▼協議第39号 上水道事業の取扱い

次のとおり取り扱うものとして、提案が

ありました。

- 地区営水道（簡易水道）

富合町の地区営水道（簡易水道）は、合併までに未整備（給水）地区も含め町営化を図り、合併時に新市に引き継ぎます。

合併直後の水道料金は、今後設定される町営簡易水道料金を新市に引き継ぎます。

- 上水道事業

合併後速やかに富合町の現地調査を行い、上水道整備計画を策定したうえで計画的に整備を進めます。

- 簡易水道組織・補助金

富合町の簡易水道組織への補助金は、町営化するため廃止します。

▼協議第40号 教育関係事業の取扱い

(その3)

次のとおり取り扱うものとして、提案がありました。

- 各種大会等



富合町の町内駅伝大会や町民体育祭などは、合併特例区の事業として実施します。

- 各種体育施設
- 公民館の運営
- 公民館使用料

富合町の体育施設や公民館施設は、合併特例区の管理施設とします。

富合町の施設の使用料は、合併時に熊本市の使用料を基に統合します。ただし、

富合地区の住民は、合併特例区の間は減免・免除（現行どおり）の取り扱いとします。

- 公民館学級
- 成人式

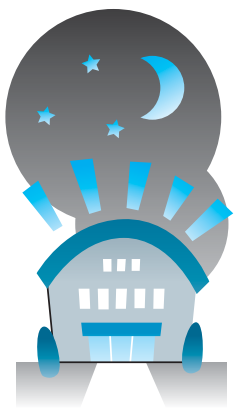
富合町の公民館学級や成人式は、合併特例区の事業として実施します。

- 運動施設予約・案内システム

合併時に熊本市の制度に統合します。

ただし、富合地区の住民は予約受付開始日を富合地域の運動施設に限り、5年間先行予約（通常より1か月前に予約開始）を行います。

- 学校施設一般開放管理業務



合併時に熊本市の開放時間・料金に統合します。また、開放に必要な管理人の配置を行います

例：運動場夜間開放料金（照明料金含む）

熊本市	午後7時30分～9時30分	1,700円（2時間）
富合町	午後8時～10時	3,200円（2時間）

- 図書館の施設管理運営
- 図書管理運営

富合町の図書館施設や図書の管理などは、合併特例区の管理施設・事業とします。

- 図書館のサービス

インターネット予約や移動図書館、郵送貸出など、熊本市の制度に統合します。

- 体育協会
- 文化協会

富合町の体育協会・文化協会は、合併特例区の管理団体とします。

- PTA連合会他公共団体

合併後、5年間は現行のままとします。ただし、熊本市の団体との統合については、随時調整を図っていきます。

- PTA連合会他公共団体への補助金

合併後、5年間は現行のままとします。ただし、熊本市の団体との統合した年度で補助金は廃止します。

- 少人数学級

熊本市のみの事業であり、合併の翌年度から富合小学校（3・4年生）に教職員を配置します。

▼協議第42号 その他の事業の取扱い

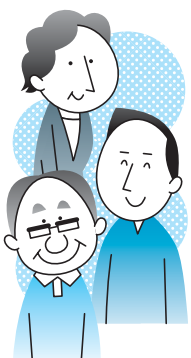
(その2)

次のとおり取り扱うものとして、提案がありました。

- 町内自治会活動支援事業

地域コミュニティセンター運営・建設 熊本市のみの事業であり、富合町が町内自治会制度に移行後、熊本市の制度に統合します。

- 行政広報施設補助金



富合町が町内自治会制度に移行するまでは、現行のままとします。ただし、町内自治会制度移行後の富合町マイク放送施設補助については、新市において検討します。